社員化コース助成金、障害者職業能力開発コース助成金、成長分野人材確保・育成コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者雇用安定助成金、同条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者初回雇用コース奨励金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［98～183　略］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［略］

［2～18　略］

19　法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　［略］

五　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六～十五　［略］

［20～31　略］

32　法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　［略］

四　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五・六　［略］

［33～58　略］

社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者雇用安定助成金、障害者職業能力開発コース助成金、同条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた障害者初回雇用コース奨励金若しくは職業訓練受講給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答とする。

［98～183　同上］

（法別表第二の総務省令で定める事務）

第二条　［同上］

［2～18　同上］

19　［同上］

一・二　［同上］

［新設］

三　［同上］

［新設］

四～十三　［同上］

［20～31　同上］

32　［同上］

一　［同上］

［新設］

二　［同上］

［新設］

三・四　［同上］

［33～58　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～21　略］

22　法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　［略］

五　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六～十五　［略］

［23～29　略］

30　法別表第三の七の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　［略］

二　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三　［略］

四　療育手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

五・六　［略］

［31～67　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～17　略］

18　法別表第四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　療育手帳の交付を受けた者に係る障害の程度の確認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　［略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～21　同上］

22　［同上］

一・二　［同上］

［新設］

三　［同上］

［新設］

四～十三　［同上］

［23～29　同上］

30　［同上］

一　［同上］

［新設］

二　［同上］

［新設］

三・四　［同上］

［31～67　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～17　同上］

18　［同上］

一・二　［同上］

［新設］

三　［同上］